

薬害問題を考える 「薬害はなぜ繰り返されるのか！！」

日時 2011年9月27日(火) PM6:30~8:30頃

場所 大阪府大阪市中央区北浜東3-14
地下鉄, 京阪天満橋駅西へ
エルおおさか708号

内容

- 元厚生省技官 土井脩氏講演
「薬害はどうしたら防ぐことができるか
—過去の薬害の教訓に学ぶ—」
- ミニシンポ
「薬害はなぜ繰り返されるのか！！」
薬害肝炎弁護団
泉南アスベスト弁護団
薬害イレッサ弁護団



★繰り返される薬害

サリドマイド、スモン、薬害エイズ、薬害ヤコフ、薬害肝炎など、私たちの国では、薬害の連鎖が断ち切られることがありませんでした。現在も、2004年、肺ガンの抗がん剤イレッサの副作用の被害者らが、国と、イレッサを売っているアストラゼネカ株式会社（本社：大阪梅田スカイビル）を相手どって裁判を起こした薬害イレッサ訴訟がたたかわれています。今年2月と3月に大阪地裁と東京地裁で判決が下され、両判決でアストラゼネカ社の責任が断罪され、東京地裁では国の責任も認められました。大阪地裁も国の対応の不備を指摘しています。現在、両訴訟とも高裁に審理が移っています。

★薬害イレッサ「下書き提供問題」とは？

今年1月7日、大阪、東京両地裁は、アストラゼネカと国の救済責任に言及して、和解勧告をしました。原告らは和解の席に着くこと表明しましたが、アストラゼネカ、国共に和解を拒否しました。この際、複数の医学会などから、イレッサの和解に危惧を表明する見解が公表され、和解拒否の理由とされました。ところが、この学会等の見解公表は、厚労省が学会に強く働きかけた結果であることが判明しました。しかも、公表される見解の下書きまで作成して学会に渡していたのです。

厚労省は訴訟の一方当事者とはいえ、国民の生命・健康を守る重大な責務があります。6年半にわたる慎重な審理の結果、大阪・東京両地裁が救済責任に言及して和解勧告したにもかかわらず、こうした裁判所の意思を踏みにじるように、学会に見解を公表させ、世論を誘導し、和解潰しを困ることなど到底許されません。電力会社の「やらせメール」と同様の極めて重大な「やらせ」「癒着」に他なりません。

主催：薬害被害者団体連絡協議会、薬害対策弁護士連絡会

【連絡先】薬害イレッサ西日本訴訟弁護団

京都市中京区烏丸通御池東入 7-パ'ネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所 TEL 075-222-0011 担当 弁護士 永井弘二